施設の運営管理について

	競技スポーツを推進するとともに子どもたちの夢と希望を				
	応援し、世界で活躍するアスリートを目指すジュニア選手				
設置目的	の発掘及び育成並びにアスリートを支援することによりス				
	ポーツの普及推進を図り、もって市民の心身の健全な発達				
	と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する				
施設名称	村上市スケートパーク				
位置	村上市瀬波温泉三丁目2番22号				
管理					
利用時間	村上市教育委員会				
休 館 日					
	個人利用: 当日利用申請				
利用の許可					
使 用 料	占用利用:事前申請 別紙のとおり				
使 用 料					
	①市又は教育委員会が共催して行う事業に利用するとき。				
	②保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の				
使用料の減免	教育活動の一環として利用するとき。				
	③市又は教育委員会の誘致により実施される大会、競技会、				
	合宿その他のスケートボードの普及推進のために必要な事				
	業をするとき。				
	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市が指定				
指定管理者	するものにスケートパークの管理を行わせることができ				
	る。				
	[指定管理者が行う業務]				
	①設置目的を達成するためのスポーツ及びレクリエーショ				
	ンに関する教室、講習会、大会等の実施に関する業務				
	②スケートパークの利用許可に関する業務				
	③使用料の徴収に関する業務				
	④施設の維持及び管理に関する業務				
	⑤行為の制限に関する業務				
	@ 14 wa - \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				

別紙

1 個人単位の利用

利用場所	単位	使用料の額		
		大人	小人	
(1) アリーナ	1回	500 円	200 円	
(2) トレーニングコーナー	1回	200 円	100 円	
(3) ボルダリング	1回	200 円	100 円	
(4) ランニングコース	1回	100 円	50 円	

備考

- 1 大人とは18歳以上の者を、小人とは18歳未満の者をいう。
- 2 複数の利用場所を利用する場合の使用料は、それぞれの利用場所の使用料の合計額とする。

2 占用利用

利用場所	利用目的	入場料等の有無	単位	使用料
(1) アリーナ	スケートボードの 練習若しくは大会	- 30 1 0 1	1 時間	4,000円
	又はスポーツ、体 育若しくはレクリ エーション	入場料等を徴収 する場合	1時間	12,000円
	営利又は営業を目 的とする場合		1 時間	20,000円
(2) トレーニング コーナー	スラックラインの 練習、大会若しく		1時間	2,000円
	は教室又はレクリエーション	入場料等を徴収 する場合	1 時間	6,000円
	営利又は営業を目 的とする場合		1 時間	10,000円
(3) ボルダリング	練習、大会若しく は教室又はレクリ		1 時間	2,000円
	エーション	入場料等を徴収 する場合	1 時間	6,000円

	営利又は営業を目 的とする場合		1時間	10,000円
(4) ランニングコ ース	練習、大会若しく は教室又はレクリ		1 時間	1,000円
	エーション	入場料等を徴収する場合	1 時間	3,000円
	営利又は営業を目 的とする場合		1 時間	5,000円
(5) 多目的室	会議、研修会若し くは教室又はレク		1 時間	300 円
	リエーション	入場料等を徴収 する場合	1 時間	900円
	営利又は営業を目 的とする場合		1 時間	1,500円

備考

- 1 占用利用とは、個人又は団体が利用場所を占拠して利用することをいう。占用利 用を許可した利用場所は、個人単位での利用を許可しないものとする。
- 2 入場料等の有無とは、入場券、有償の会員券若しくは整理券又はこれらに類するものを発行して利用する場合の有無をいう。
- 3 準備又は後片付けに要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない使用時間は、1時間として使用料を算定する。
- 5 複数の利用場所を占用して利用する場合の使用料は、それぞれの利用場所の使用 料の合計額とする。